

第118回大阪府大規模小売店舗立地審議会

令和3年12月20日（月）

大阪府咲洲庁舎23階 中会議室

（開会 午前10時00分）

○司会 ただいまから、第118回大阪府大規模小売店舗立地審議会を開催いたします。

本日は委員8名のうち6名が御出席です。大阪府大規模小売店舗立地審議会規則第4条第2項の規定により、本審議会は有効に成立しております。

本日の審議会では、議題（1）としまして、今年6月に届出されました「クスリのアオキ泉大津我孫子店」、「（仮称）ドラッグコスモス東大阪加納店」の新設2件、今年5月に届出されました「松阪屋高槻店」、「イオン南千里店」の変更2件の案件に関しまして、御審議をいただきます。

議題（2）は、軽微な事項1件の御報告を予定しております。

では、本日お配りしております資料を確認させていただきます。

本日の次第でございます。

次に、配席表でございます。資料1として「クスリのアオキ泉大津我孫子店」、資料2として「（仮称）ドラッグコスモス東大阪加納店」、資料3として「松阪屋高槻店」、資料4として「イオン南千里店」でございます。

本日の御出席確認のため出席表をお配りしておりますので、用紙に御署名いただきますようよろしくお願いいたします。審議会終了後に回収させていただきます。

本日の傍聴者は3名です。うち市町村職員の方が2名お越しいただいております。傍聴者の方は、お渡ししました本審議会の傍聴要領を遵守いただきますようお願いいたします。傍聴要領をお守りいただけない場合は、退場いただくこともございます。

それでは、以降の議事進行について社会長、よろしくお願いいたします。

○社会長 委員の皆様には何かとお忙しい中、本日の審議会に御出席いただきまして、ありがとうございます。本日の議案は、大規模小売店舗立地法に基づき、届出のありました、新設2件、変更2件について、既に知事から諮問をいただいているものでございます。

では、次第に従って進めてまいりたいと思います。

議題（1）の大規模小売店舗立地法に基づく届出案件について、事務局から、「クスリのアオキ泉大津我孫子店」に関する届出の内容等について、事務局から御説明をお願い

します。

- 事務局** 審議会案件①「クスリのアオキ泉大津我孫子店」について説明。
- 社会長** ありがとうございます。本件につきまして、各委員の皆様から御意見をお伺いしたいと思います。ご欠席の委員からのご意見等はございましたでしょうか。
- 事務局** 特段の意見はいただいておりません。
- 社会長** 分かりました。それでは、委員の皆様よろしくお願ひします。
- 何委員** 近隣住民から計画地の前面道路が通学路に指定されていることから、敷地をセットバックして欲しいとの意見がありましたが、その対応について、お伺ひします。
- 事務局** 市道板原古池線に沿って用水路があり、その溝に蓋をすることで約50センチ、歩道の有効幅を確保する計画です。
- 何委員** 分かりました。安全確保の上、運営していただければと思います。
- 田中委員** 出入口①が住宅地に近い位置にあり、また駐車場や駐輪場も位置しておりますが、騒音の対策等は、何かありますか。
- 事務局** 騒音対策としては、店舗建屋が遮音壁の代わりにするように住宅に近い位置に計画することや、夜間時間に荷さばきを行わない、アイドリングストップなど、騒音に配慮しております。
- 田中委員** 分かりました。
- 平栗委員** 南東側と南西側の敷地境界に遮音壁は設置されますか。また店舗建屋横の緑色は緑地帯ですか。
- 事務局** 遮音壁の設置はありません。緑色で示されているものは緑地帯です。緑地帯を設置することによりセットバックし、店舗建屋が遮音壁の代わりにする店舗の構成を以って騒音の基準を満たしております。
- 平栗委員** 分かりました。
- 田中委員** 駐車場の一部を夜間利用制限とありますが、何時から何時までこういった措置をされますか。
- 事務局** 21時以降、カラーコーンの設置等の対応により、夜間利用制限をします。
- 田中委員** 分かりました。
- 社会長** それでは、各委員の皆様からいろいろと御意見を頂戴いたしました。

この案件につきましては、法の趣旨に沿った適正な届出内容になっており、周辺的生活環境の保持に配慮したものであると考えられます。

よって、当審議会としては、大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見につきましては、案のとおり、意見を述べないことが適切であると考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」)

○**社会長** ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

次に、「(仮称)ドラッグコスモス東大阪加納店」に関する届出の内容等について、事務局から、御説明をお願いします。

○**事務局** 審議会案件②「(仮称)ドラッグコスモス東大阪加納店」について説明。

○**社会長** ありがとうございます。本件につきまして、各委員の皆様から御意見をお伺いしたいと思います。ご欠席の委員からのご意見等はございましたでしょうか。

○**事務局** 特段の意見はいただいておりません。

○**社会長** 分かりました。それでは、委員の皆様よろしくをお願いします。

○**井ノ口委員** 従業員用の駐車場と駐輪場が各2台と印象的に少ないように感じますが、従業員の人数はどれくらいの想定ですか。

○**事務局** 大規模小売店舗立地法上、従業員用に何台確保するといった規定はなく、店舗責任者や店長等が随時必要に応じて、確保するものとされております。ついては従業員が何人の想定かは把握しておりません。

従業員用が0台であれば、従業員用はどのように確保することを考えているか確認はしているものの、数台確保されていれば、問題ないと考えております。今後は従業員用が極端に少ない場合は、設置者に随時確認するように努めさせていただきます。

○**井ノ口委員** 分かりました。

○**平栗委員** 必要駐車台数136台に対して、全体収容台数138台、従業員用2台とタイトな台数設定であれば、問題があるように思います。

○**事務局** ご指摘の内容のとおりです。今後は従業員用駐車場について、設置者に確認するように努めます。

○**平栗委員** 分かりました。恐らく店舗運用の話だと思うので、その運用方法を事前にある程度聞き取りしておいたほうが良いと思いました。

○**事務局** 分かりました。

○**平栗委員** 住民説明会で目隠しを設置して欲しいという要望があったようですが、要望

の内容とその対応についてお教えてください。

○**事務局** 住民説明会の参加者から北側の住宅に面するところへの目隠しフェンスの設置の要望があり、設置者からは「対応させていただきます。」と回答しております。

○**平栗委員** 分かりました。北側の住民にとって農地だったものが店舗ができ、人の出入りが多くなると思うので丁寧に対応いただくようお願いします。

○**長谷川委員** 駐車場台数について、立地法指針式による必要駐車台数54台、東大阪市の附置義務条例による必要駐車台数6台とかなり開きがありますが、なぜですか。

○**事務局** それぞれの計算式により算出しておりますが、なぜ開きが生じているかについては、把握出来ておりません。

○**長谷川委員** 東大阪市の附置義務条例では、地域の実情を反映させているものになっているかと思う節もありますが、後日でも分かればお教えてください。

○**事務局** 分かりました。

○**長谷川委員** 平面図の駐輪場に機械式と記載がありますが、どういったものですか。

○**事務局** 平置きではなく、上下の2段式になっておりタイヤを入れロックするものです。

○**長谷川委員** 分かりました。

駐車場や駐輪場は指針式や条例等があるのに対して、自動二輪車やバイクの扱いはどうなっていますか。

○**事務局** 大阪府の運用としまして、駐輪場と自動二輪車は明確に分けており、自動二輪車の設置台数は、他店舗の運用実績を根拠に何台設置することで運用できることを確認した上で、認めております。

○**長谷川委員** 分かりました。

○**社会長** それでは、各委員の皆様からいろいろと御意見を頂戴いたしました。

この案件につきましては、法の趣旨に沿った適正な届出内容になっており、周辺的生活環境の保持に配慮したものであると考えられます。

よって、当審議会としては、大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見については、案のとおり、意見を述べないことが適切であると考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」)

○**社会長** ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

次に、「松阪屋高槻店」に関する届出の内容等について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 審議会案件③「松坂屋高槻店」について説明。

○社会長 ありがとうございます。本件につきまして、各委員の皆様から御意見をお伺いしたいと思いますが、ご欠席の委員からのご意見等はございましたでしょうか。

○事務局 特段の意見はいただいておりません。

○社会長 分かりました。それでは、委員の皆様よろしく申し上げます。

○何委員 「入退店経路の設定に変更はありません。」と記載がありますが、市営駐車場が廃止されることで一部経路の変更は生じると思いますが、何か規定等があるのですか。

○事務局 本件は駐車場を新たに設けるものではなく、3台分の駐車場1か所を廃止する変更であり、既定の来退店経路で以って交通処理上、影響はないため来退店経路を変更する必要はないものです。

○何委員 分かりました。

○田中委員 市営駐車場の廃止に関するアナウンスは、どういった方法を取られていますか。

○事務局 ホームページでの案内や店内掲示をもって周知すると思います。

○田中委員 届けられている駐車場台数は3台だけですが、利用状況はどの程度でしたか。

○事務局 利用状況としては、店舗から距離もあり、ほとんどなく、今回高槻市が市営駐車場を廃止することに伴い、届出施設として廃止するものです。

○田中委員 分かりました。

○社会長 それでは、各委員の皆様からいろいろと御意見を頂戴いたしました。

この案件につきましては、法の趣旨に沿った適正な届出内容になっており、周辺の生活環境の保持に配慮したものであると考えられます。

よって、当審議会としては、大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見については、案のとおり、意見を述べないことが適切であると考えます。いかがでしょうか。

(「異議なし」)

○社会長 それでは、そのようにさせていただきます。

次に、「イオン南千里店」に関する届出の内容等について、事務局から御説明、お願いいたします。

- 事務局 審議会案件④「イオン南千里」について説明。
- 社会長 ありがとうございます。本件につきまして、各委員の皆様から御意見をお伺いしたいと思います。ご欠席の委員からのご意見等はございましたでしょうか。
- 事務局 特段の意見はいただいておりません。
- 社会長 分かりました。それでは、委員の皆様よろしく申し上げます。
- 井ノ口委員 店舗のレジ通過客数を基に必要駐車台数を算定されていますが、イオンとは別のテナントが入る場合においても、適応することに問題はありませんか。
- 事務局 店舗に入居するテナントの入れ替えは大型店舗では、頻繁に発生することから小売店の業種については、考慮しないため、問題ありません。
- 井ノ口委員 分かりました。
- 平栗委員 第四駐車場から店舗へのアクセスは、どのような経路でしたか。店舗入り口付近に駐輪場30台を移転するとのことですが、人の動線を遮ることがないか、危惧しております。
- 事務局 現地を確認したところ、第四駐車場は前面道路より少し高い位置にあり、出入口②から坂道を登ってアクセスする立地です。移転した駐輪場が人の動線を遮ることもないと思います。
- 平栗委員 分かりました。
- 社会長 それでは、各委員の皆様からいろいろと御意見を頂戴いたしました。

この案件につきましては、法の趣旨に沿った適正な届出内容になっており、周辺的生活環境の保持に配慮したものであると考えられます。

よって、当審議会としては、大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見については、案のとおり、意見を述べないことが適当であると考えますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」)

- 社会長 ありがとうございます。
- それでは、そのようにさせていただきます。
- 次に、議題の(2)軽微な事項の報告についてです。
- 事務局から御報告、お願いします。

- 事務局 富田林市のエコール・ロゼの駐車場の位置及び収容台数の変更届出につきましては、住民等からの意見もなく、府の事務調整会議におきましても、意見を述べないこ

とが適当とされております。

また、先日、事務局からの照会に対しまして、各委員の皆様からも特段の意見がございませんでした。

この結果、本案件につきまして、審議会から大規模小売店舗立地法第8条第4項の規定による意見につきましては、述べないことが適当であるとの答申を受けたことを御報告させていただきます。

○社会長 ありがとうございます。

これで本日予定していた議題は全て終了しました。

知事に対する答申文案は、本日の審議内容を踏まえた上で作成し、知事に答申してまいります。

○司会 ありがとうございます。

それでは、これで終了させていただきます。

(閉会 午前11時23分)